

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議 第4回 議事要旨

■日 時:2023(令和5)年2月17日(金)10:00~12:00

■場 所:WEB会議形式

■議 事:

1. 開会

2. 委員紹介

資料1の委員名簿の確認で委員紹介とする。

3. 座長挨拶

▶ 東洋大学 高橋名誉教授 座長挨拶

皆様、高橋儀平です。おはようございます。年度末の大変お忙しい中をお集まり頂きまして、ありがとうございます。これからフォローアップ会議を始めたいと思います。

御承知のように、昨年9月に国連の障害者権利委員会から様々な政府への勧告が出されました。私どもに関係するバリアフリー、ユニバーサルデザインについては、総体的には比較的评价が高かったように思います。その中で、特にバリアフリー、ユニバーサルデザイン関係に関する専門家の教育の問題が指摘されておりました。これは、このフォローアップ会議でも非常に重要なテーマの1つだと思います。

この建築設計標準の見直しを進めていくためには、建築設計標準がいろいろな方々に周知されていくことがとても重要になります。その上で見直しのポイントについての絞り込みが始まるのだらうと思います。そういう点で、このフォローアップ会議がより多くの人たちに知らされていき、そして良好な見直しに結びついていくということがとても大事と考えているところです。

今日もたくさんの方々から御発言を頂きたいと思います。資料説明の後の意見交換では、事業者団体の方々、それから建築関係の団体の方々に先に御発言頂き、その後、高齢者・障害者関係団体の方々に御発言頂いて、最後に学識経験者の方々に御発言いただくという進め方とさせて頂きたいと思います。どうぞ御協力のほど、よろしくお願いいたします。

4. 議事

(1)第3回会議等における意見(概要)について

以下の資料について、事務局より説明

- 資料2 フォローアップ会議での主な意見(概要)

(2)「建築設計標準」に関する最近の動向について

①地方公共団体関連の状況

以下の資料について、事務局より説明

- 資料3-1 地方公共団体、国における「建築設計標準」等の周知・理解促進の取組

②施設整備関連の状況

以下の資料について、文部科学省より説明

- 資料3-2 学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について(文部科学省)

③各省庁におけるバリアフリーに関する取組みの報告

以下の資料について、事務局より説明

- 資料3-3 客席・観覧席を有するスポーツ施設のバリアフリー化の現状等に関する調査結果
- 資料3-4 小規模店舗のバリアフリー化の現状に関する調査結果

■ 意見交換

【東洋大学 高橋座長】

- それでは皆様方から自由な御意見をお願いいたします。

【日本建築家協会 木野内委員】

- 資料3について、参考資料も含めて、エビデンスとしての数値が定量化された御報告を頂きました。こういったことを定量化できると非常に客観的なエビデンスになり、科学的に数値をもって理解できますし、今後の対策を検討する上でも大変貴重な情報だと痛感した次第です。併せて、これをどう理解するかというのが重要になってくると思います。整備が進んでいると理解するのか、それともまだまだ整備が進んでいないと理解するのか、それによっても取組のハードルが変わってきますし、方向性も変わってきます。様々な複眼的な御意見を聞きながら、そういったことを次にステップアップしていくための議論や検討としていけばいいのではないかと感じました。

【日本建築士会連合会 本多委員】

- 学校等のバリアフリー化と、スポーツ施設のバリアフリーのワークショップについて説明がありました。貴重なお話ありがとうございます。最近私の家の周りでも公民館の大規模な改修等があり、恐らく入札などで工業者や設計者が決まると思うのですが、入札の条件として、当事者参加のバリアフリーワークショップを含めることで、当事者参加の輪が全国に広がっていくとよいのではないのかと感じました。
- また、入札条件として整備されるならば、ワークショップを開催できる人材の教育も必要になってくるのではないかと感じました。
- 東京都のホテルの一般客室のバリアフリー化について、私も取り組んでおりますが、火災や停電時における「避難のバリアフリー」というのが、私も最後まで解決しなかったところです。この辺りは一般客室のユニバーサル化と共に、注目していけばよいのではないのかと思いました。

【東京都 江藤委員】

- 資料のほうで、宿泊施設の基準見直しを紹介して頂きました。東京都では、平成31年に宿泊施設の一般客室の基準を制定し、今回、東京2020大会を契機としたバリアフリーの進展等を踏まえて基準を強化するというので、現在改正に向けて取り組んでおります。この宿泊施設の改正以降も、他の施設についても順次検討を進めたいと思っておりますので、またいろいろと御助言を頂ければと思っております。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員代理 安藤氏】

- 1点目として、建築設計標準に駐車場のゼブラゾーンの写真がありますが、できれば是非全面青色塗装の写真に差し替えて頂きたいと思っております。我が団体では、できればゼブラゾーンではなく全面青色塗装がいいという意見であり、山形県では取組が進められております。是非そうしたことをして頂ければと思っております。また、可能でしたら、車椅子使用者駐車施設について、全面青色塗装とし、ゼブラゾーンの禁止を義務基準に盛り込んで頂ければと思っております。

- 次に、大型店舗のテナントがバリアフリー化されていない件です。近くの町の大型店舗に行くと、入り口やトイレはバリアフリーになってすばらしいのですが、中のテナントに入ろうとすると、特に飲食店は段差があって入れないのです。バリアフリーの法律には、テナントに対して段差を設けてはいけないというルールがないので、結局大型店舗に行っても目当てのお店に入れないということがあるので、是非変更していただく機会があったらお願いしたいと思います。
- それに合わせて、政令を改正するなどしてこの基準適合義務の対象となる特別特定建築物を、今は2,000㎡以上なのを、できれば1,000㎡以上、1,500㎡以上に見直して頂きたいと思います。
- 小規模店舗の調査の資料3-4、7ページについて、できれば用途別だけではなくて、例えば100㎡未満とか、100㎡~200㎡、200㎡~300㎡など面積階級別でも集計して頂きたいと思いました。また、銀行の支店や郵便局について、郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設は100%になっていません。銀行の支店や郵便局は、私たち車椅子ユーザーからすれば、できれば100%であってほしいと思っています。そちらを目指して頂けるような仕組みがあったらよいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 最初の駐車場の件については、ご承知のようにバリアフリー政策課のほうで現在ガイドラインを検討しておりますので、最終的にはそちらのほうに委ねていく形になるかと思っています。

【DPI日本会議 佐藤(聡)委員】

- 資料3-2の文部科学省からの資料説明をありがとうございます。入学予定のある生徒がいる学校でもバリアフリー化の改修を予定してないところがあると聞いて、とても残念に思いました。私たちに寄せられた千葉県内の相談でも、車椅子のお子さんが小学校に上がる予定だけでも、最寄りの学区の学校はエレベーターをつける予定がないということで、それでいろいろなところに働きかけた結果、何とかつけてもらえる方向になりました。そういう事例がなくなるように、是非入学予定のある学校については、率先してバリアフリー化を進めるということを文部科学省のほうから徹底して頂きたいと思います。
- 次に、資料3-3です。2015年にガイドラインを作ったので、どのくらい守られているかということが分かるデータを取って頂いて、ありがとうございます。車椅子席は0.5%以上が8割ということですが、同伴者席は40%で非常に低いという印象を持ちました。
- サイトラインについて、サイトラインの確保というのは、前の席の人が立ち上がっても車椅子の視界が確保されたものという意味ですので、前の席の人が座っていれば確保できているというのは、そもそも想定してないものだと思います。前の席の人が座っていた状態で確保できれば良いというような誤った認識が広がらないように、是非御留意頂きたいと思います。特に今回の資料で、座った状態を含めると9割確保と記載されていますが、これは不適切な表現だと思いますので、削除して頂きたいと思います。
- 2016年までにできた施設の64%がサイトラインを確保しているとありますが、これは、私にはわかり信じ難いと思っております。そもそもほとんどサイトラインを確保したものがなかったのです。それで2015年にガイドラインを作ったというので、一体どこのスタジアムが確保されているのかというのを教えてほしいぐらいです。これは恐らくデータを回答された方がサイトラインの確保を理解せずに主観的な判断で答えている結果、高くなっているデータなのではないかと思いました。2017年以降、ガイドラインを作った後にサイトラインを確保しているのが56%と下がっているというのも、

とても不思議だと思えますし、さらに、ガイドラインを作っても56%しか守られてないというのは、非常に低い水準だと思えました。

- 資料3-4の小規模店舗について、こちらもガイドラインを作って頂いてからどのぐらい守っているかということの実態を知りたかったので、データを取って頂いて本当に感謝しております。飲食店舗に関しては25%から45%と、守っているところが非常に低調だと思えました。さらに、今回のデータでは、店舗内の座席が、固定式か、可動式かというのが分からないですが、図面では店舗内の椅子がどうなっているのかが判断できないからだと思います。新しくできたお店も全部固定席で、車椅子で入れる席が1つもないということがたくさんあるのです。ですから、実際には、車椅子で利用できる店舗というのは、この24%から45%よりもさらに低いと思います。是非ともこの最低基準を定めた義務基準化の策定を御検討頂きたいと思えます。

【東洋大学 高橋座長】

- 後ほど時間の許す限り、少し議論を他の方ともさせて頂ければと思います。特に学校のバリアフリー化の問題、そしてサイトライン、小規模店舗の調査の実態、実質的な内容がどうかというような御質問がありました。分かる範囲でまた事務局からも回答をさせて頂きたいと思えます。

【全日本ろうあ連盟 藤平委員】

- 資料3-2、学校のバリアフリー化の3ページについて、聞こえない、聞こえづらい人たちの立場についての記述がありませんので、とても気になっております。特に、聞こえない、聞こえづらい、子どもたちの場合、一般の学校で学ぶことが増えております。この中で、聞こえない、聞こえづらい子どもたちがきちんと教育が受けられているのかどうか。例えば、パトライト、フラッシュベルなど光で知らせるもの、時間の終わり始まりが分かるようなもの、また、音声情報に代わる表示の仕方などについてあるのかどうか。火災などが起こった場合に、火災報知機などの感知や、誘導するランプなどがあるかというような考え方が全くありませんので、そういったところがあるのかどうか。その辺についてもお願いをしたいと思っております。
- 資料3-3、スポーツ施設のバリアフリー化の現状について、11ページの聴覚障害者への配慮として、集団補聴システムが記載されていますが、それだけではなく、スポーツ施設として、聞こえない、聞こえにくい人たちが使いにくいところがありますので、ユニバーサル的な考え方でやって頂きたいと思えます。例えば、野球場に入る際に、自分のチームはどこに行けばいいのかといったような表示、誰もが見て分かるような方法での表示案内をして頂きたいと思えます。また、ランプですとか、音声情報をきちんと字幕にする、野球場にモニターがありますのでそれに字幕をつけるなどについての記述があればいいと思えます。
- 14ページの意見聴取について、毎年、全日本ろうあ連盟の評議員会の場でもいろいろな質問を受けます。自分の地域では、聴覚障害当事者の意見をきちんと聞いてくれる場所がないという声がたくさんございます。そういった意味で、いろいろな改善などを行うときには、必ず当事者本人の意見を聞くという場をつくって頂きたいと思えます。模型だけではなく、いろいろな場面で、3回以上が20%と書いてありますが、もっと増やしていただくような義務づけも含めて検討をして頂きたいと思えます。

【東洋大学 高橋座長】

- 資料3-2、学校について、聞こえない、あるいは聞こえにくい児童生徒の立場に立ったバリアフリ

一化がどの程度進んでいるのか、それについての調査が含まれていないということで、少し残念だというお話がありました。

- スポーツ施設について、全体の入場時点でのエントランスでのサインの掲示の在り方、そして音声情報を字幕に表すことについての標準化、義務化の指摘がありました。そして、これは他の団体でも全く共通だと思いますが、ワークショップでしっかりと話を聞く、特に聴覚障害の立場から、その聴覚障害を持っている方々の意見が聞かれていないのではないかと御指摘がありました。後ほど事務局でお答えできる範囲で、少し調査の内容について回答させて頂ければと思います。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- 今回、こういった調査から事業の促進につながっていくということを大いに期待しております。併せて、冒頭で御報告頂きました地方公共団体の動向、これをさらに推進できるような取組をさらに強化をして頂きたいというのが1点です。
- 文部科学省の学校施設におけるバリアフリー化について、ハード面においては、トイレとかスロープ等々の取組は、よく見える変化だと思います。一方で発達障害の特性と、最近文部科学省のほうで進められているIT環境の整備、そういったことを踏まえて、学校環境の整備イコール子供たちの生活環境の整備につながることで、今回、災害時の利用施設というところにおいては、様々な利用用途が考えられると思いますので、できましたらハード面だけではなくソフト面で、こういった取組がそこに通う子供たちの障害理解につながり、環境だけではなくソフト面の理解、心のバリアフリーにつながるというところを、できれば後追いでではなく同時進行で並行しながら取組を進めて頂きたいと思います。特に、感覚過敏性、聴覚障害など、様々な音が発する環境では、情報の読み取り、聞き取りというのが難しいので、そういったところでの環境整備も必要ではないかと感じております。
- 資料3-3のスポーツ施設に関しましては、最近、障害者スポーツの促進ということもかなり推進されていると思います。特にスポーツ庁においては、スポーツ施設に障害者団体の団体競技の誘致や利用で当事者の直接の意見を聞く場になると思います。様々な障害特性とか種別があるので、是非積極的な利用促進に力を注いで頂きたい。また、情報の公開という面で、環境の特性、特徴、取組など、WEBで見える化して頂けると、障害者団体の方たちにとっては安心して利用できるのではないかとと思います。
- スポーツ施設も小規模店舗もそうなのですが、先ほどお話もあったように、その動線をどのようにつないでいくのか、内部が良くても、外観、外構を含めて、それがきちんとつながっているかどうか、そういったところの視点も重要ではないかと感じておりました。こういった取組がさらに推進されることを期待したいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

【東洋大学 高橋座長】

- 学校関係について、ハードだけではなくて、ソフトも含めてしっかりと対応して頂きたい。そのことが心のバリアフリー、その他のことについてもつながっていくのではないかと御指摘。聴覚、感覚過敏の方々、児童生徒への情報の入手の問題についても忘れないで頂きたいという指摘がありました。
- 資料3-3については、招致の部分に当事者がきちんと関わっていくという指摘がありました。これは当事者の参画の問題とも同じかと思えます。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員代理 三宅氏】

- 今回このような丁寧な調査をして頂きまして、事務局をはじめ関係者の方々に非常に感謝をしております。

ます。そこからいろいろ見えてきたもの、課題等があると思いますので、また引き続き改善あるいは検討などをして、前に進むような取組をお願いいたします。

- 個別には、東京都の宿泊施設に関する取組が御紹介されました。実は、本日は欠席しておりますが、橋井が一昨年都内にできた新しい宿泊施設に泊まったところ、結局視覚障害者が恐らくここは利用できないだろうという感想を持った施設などがございました。建築設計標準に照らし合わせてみると、かなりの部分は盛り込まれているのですが、十分さでは足りておらず、結果的に利用がなかなか難しいという判断をしました。具体的には、複数台のエレベーターが設置されている場合、ほとんどの方は複数あるエレベーターから来たエレベーターを選んで利用できますが、そのうちの1台のみにしか音声案内がついていないため、視覚障害者はせっかく選択できる状態であるにもかかわらず利用が難しい状況に置かれるということです。宿泊施設に関しての取組状況については、もう少し丁寧に細かいところまでチェックするような形を今後も御検討して頂きたいと思います。
- 資料3-3のスポーツ施設について、三澤委員からもご指摘がありましたが、ハードの取組状況だけではなく、ソフト面についても是非調査に組み込んで頂きたいと思います。建物、施設が出来上がったとしても、それを視覚障害者が適正に利用できないという場面が出てくる場合があります。例えば、せっかく目線の高さでサインが設置されたにもかかわらず前に物が置かれて、結局そのサインは使われない、案内所のほうへ点字ブロックが敷設されているにも関わらず人がいないなど、ハードとソフトの一体的な取組が進むような調査を今後入れて頂ければと思います。座席の点字表示も1%にまだ満たない状況ではありますが、それと加えて人的なところにつながる仕組みについても、きっちり調査のところから見えてくるように取り組んで頂きたいと思います。
- 施設の改修時など、写真のみで送られてきて、チェックをしてくださいという依頼があるのですが、写真の技術の精度が上がって、かえってきれいに見えてしまうことがあります。スポーツ施設にしても、ほかの施設にしても、小規模店舗にしても、写真だけで済ませるのではなく、その地域の障害者などを現地で参加させるようなチェック体制というのを是非取り入れて頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ホテルのエレベーターについて、複数あるのに1台だけが音声案内で、視覚障害の方がその選択をするのに困ってしまうといったような事例。スポーツ施設では、ハードとソフト、特に自治体の管理、運用面についての丁寧な対応が必要ではないか、当事者参画の在り方の問題についても御指摘がありました。

【全国精神保健福祉会連合会 小幡委員】

- 既に障害者団体の皆さんから意見が出ておりますので、簡単にまとめたいと思います。今回調査をして頂きまして、いろいろなことが把握できるようになってきたと思うのですが、設置する側と、それをユーザーとして使う側の認識のギャップや使い勝手というところでの差異が生じているというのが見えてきたと思っています。当事者がヒアリングを受けたり、オブザーバーとして会議に参加したり、一緒に検討していく場に参加する際の仕様が重要です。現実の場で今設置があるものについてもきちんと検証した上で、これから展開するものについては意見を生かすというような形でのヒアリング、一体的なヒアリングが行われることが必要と思います。
- また、心のバリアフリーの視点をどのように設計基準の中に生かしていくのかについては、現在の標準の中でも、言葉では入っていても、まだ弱いところがあると思うので、是非今後の計画の中でさら

に深めていって頂きたいと思います。

- 例えば映画館では、カームダウン的な要素として、赤ちゃん連れの方がほかの観客の方に迷惑をかけないように映画が見られるようなスペースがあったりしますが、スポーツ観戦するときに、スポーツ施設でもそういった少し限られた独立なスペースを作ったり、もしくはカームダウンができるスペースをロールカーテンなどでもよいので仕切りなど作るというようなことも是非盛り込んで頂けるとよいと思いました。

【東洋大学 高橋座長】

- ソフト面、あるいは心のバリアフリーといった側面に関する建築設計標準への導入についてどうするかという御意見です。少しずつ建築設計標準の見直しにつれて、ハードだけではなくて、バリアフリーに基づいてソフトも一体的に運用できるような取組を進めてきているところですが、まだまだ新しい状況に対して対応し切れていない部分はあるかもしれません。しっかりと見直しを進めていく必要があると思います。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- 資料3-2の「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について」について感想を述べます。よく調査をして頂いて、現状が分かりました。ありがとうございます。学校の機能というのは、地域の防災拠点になると思っています。特に令和7年度までの整備目標の中で、バリアフリートイレ化の目標については、避難所に指定されている全ての学校に整備、令和4年度調査時点では約93%で、令和7年度までは完全に100%の目標にして頂きたいというのに賛同します。
- 校舎のエレベーター等について、要配慮児童生徒が在籍する全ての学校に整備するという目標に対し、現状は41%ですが、こちらもなるべく数値を上げて頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 資料3-3、学校のバリアフリー化について、トイレの問題、避難所指定、これは基本的に全てやっつけていかなければいけない状況だと思います。併せてエレベーターについての御指摘がありました。事例集等では触れておりますが、まだまだ、地方公共団体の取組が進んでいないという現状です。

【日本女子大 佐藤(克)委員】

- 地方公共団体の取組について、丁寧に調査をし、特に参考資料2としてまとめて頂いたこと、これは非常によいと思います。私も幾つか地方公共団体のバリアフリー基本構想絡みの会議に参加していますが、その場で他の自治体でこんな取組を実施しているということを共有するための基礎情報として、非常に有効に活用できると考えます。また、関係職員に対しての研修を依頼されることもあるので、その際に他の自治体の取組として共有をし、例えば地方条例、委任条例の策定に向けて、積極的に誘導していく根拠情報としても大変有効と考えています。
- 今後の国土交通省の取組に関して、冒頭、高橋座長からも、国連の勧告として、専門家に向けての教育が指摘されているという話がありました。その専門家教育に関して、国土交通省の立場からどんなことができるのかということもしっかり考える必要があると思います。そのためには、権利条約に対して、日本政府のカントリーレポート等の内容を把握しつつ、実施している研修等がうまく評価されなかったのではないのかということも含めて、国土交通省の立場から何が必要なのかについて考える必要もあるのではないかと思います。

【東洋大学 菅原委員】

- 全体としては、調査結果等を資料として丁寧にまとめて頂き、だからこそいろいろな課題が見えてきたと思います。学校施設のバリアフリー化について、文部科学省での会議にも参加しておりましたので、資料3-2について特にお伝えしたいと思います。地方自治体から既存不適格への対応や、エレベーター、トイレの設置の相談を文部科学省が受けているというご説明がありました。どのような技術的な解決方法を見いだせるかという相談内容だと思いますが、他の自治体でも同じような問題を多く抱えているのではないかと思います。実際にこういう課題があり、それに対してどのように判断をして、この形で実現したという、そのプロセスがもっと見えるようなものを是非出して頂けるとよいのではないかと思います。文部科学省からは通知も複数出されていて、とても積極的に進めて頂いているように見えるのですが、肝心の地方自治体で動いて頂けるところがまだまだ少ない。それはなぜなのかということをもっと掘り下げていく必要があると思います。
- そういった技術的な部分と、一方で、技術だけではなくユーザビリティといった使いやすさ、子供たちの立場、利用者の立場に立って、どうエレベーターやトイレ等を設置していくのがいいのかという判断は、現場で非常に悩ましいところだと思います。物理的な解決策として100%うまくいくとは限らない部分の、残ってしまった部分をしっかりと合理的配慮で埋めていくこと。それによって、その移動や利用の保障を100%に極力近づけていくというようなところがとても大事だと思います。またそのような情報をより広く他の自治体とも共有して、これだったらいけそうだな、やれそうだなというものを発信していくことは、とても大事だと思います。
- 事例集は、私自身も関わらせて頂きましたが、どうしてもビフォー・アフターできれいにまとめているようなところがあります。こうできましたというだけでなく、そこに至るまでのいろいろな判断、迷い、そしてこう決めたのだということ、そこにどうやって当事者参加で要望を取り入れて組み入れていったのかという、そこをより丁寧に出して頂けると、もう少し自治体の後押しができるのではないかと思います。
- あともう一つは、入学前からの要配慮児童のバリアフリーに対するニーズ、要望に対してどう対応するか。小学校を意識するのは、保育園とか幼稚園、年中、年長辺りになるのかもしれませんが、そこから要望を伝えたとしても、例えばエレベーターはすぐに設置されるものではない。予算立てや、技術的にどうするかという検討にも時間がかかりますし、オーケーがもらえたとしても、エレベーターが設置されるのは例えば小学校3年になってからという状況で、1年生、2年生の間はどうするのだというような話が出てきます。それを入学時に間に合わせられるような仕組みをつくっていかないと、同じことを繰り返して、児童、保護者に負担をかけて、待ってくれというような状況を看過することになってしまいます。前倒しで、きちんと入学式に間に合う、晴れて楽しく入学を待てるというような状況をつくっていくということを、是非検討して頂き、実現に向けて取り組んで頂きたいと思います。

【東京大学 松田委員】

- 私からは3点、まず、資料3-2について2点です。1点目は、今、菅原委員からのご発言にもありましたが、大学でもバリアフリー化しろと言われてもなかなかできない場合が多いと思います。ただし、実際の現場においては、教室を変えるなどの合理的配慮で対応するなど、何とか児童生徒の権利を守るということもされていると思います。そういう合理的配慮の取組事例なども今後まとめてあげると、児童生徒並びに施設管理者には、非常に大きなメリットになるのではないのかと思います。

- 2点目、同じく資料3-2について、避難所として見たときに使えるのかどうかというところが今後も知りたいと思っています。例えば、多くの人が避難先で一時避難をされる体育館が、バリアフリートイレと接続されているかという視点も必要になってくるのではないかと思います。
- 最後、3点目です。資料3-3、スポーツ施設に関する調査について、観客席も重要ですが、競技者として使えるかどうかも非常に重要な視点ではないかと思います。その辺りもきちんと調査して頂ければ、非常に意義の高いものになるのではないかと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 3点頂きました。合理的配慮の事例が必要だというご指摘。多様な教育を実践していかなければいけませんので、それに対する解が事例集の中でも付加されていくことが必要ではないかということ。体育館など避難所指定をされているエリアのトイレ整備の問題。実はここが一番遅れている部分でもあるわけです。競技施設については、アスリートの立場からのチェックといったところは、建築設計標準でも少し落ちている部分かと思えます。御指摘をありがとうございます。

【建築研究所 布田委員】

- 今までの皆様の御発言の中で大体意見が出そろっているので新たな発言というのは特にはないですが、資料3-2の学校について、何年か前に私のほうから学校のバリアフリー化というのも考えていかないといけない、特に災害時の避難所となり得るのでという話をさせて頂きました。その後、特別特定建築物に追加され、先ほどの整備状況の御報告のように、徐々に整備もされてきているという状況です。より加速して頂ければと思っています。

【東洋大学 高橋座長】

- 学校関連で、何人かの委員からソフト面についてのご意見を頂いています。聞こえない、聞こえにくい方、見えない障害の方々への対応の問題、バリアフリー化の問題について、これは文部科学省では別途調査をされていると理解してよろしいのでしょうか。

【文部科学省】

- いろいろ御質問や御意見等を頂戴し、本当にありがとうございます。今、高橋座長からご発言頂きました点について補足いたします。
- まず、私たちはハードを担当する部署ですので、今回の調査は、ハード面についてのお話をさせて頂きました。省内で特別支援教育、ソフトのほうを担当している部署もごさいます。ホームページ等では、通常の学級に在籍していて特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、日頃の学習面、行動面でどういった困難があるかという調査を実施しており、令和4年に発表しています。そちらがソフト面の取組状況として、参考になると思います。
- 藤平委員よりご指摘頂いた、聞こえない人の立場について、今回の調査では、学校設置者に対して、エレベーターを設置していますか、あるいはしていませんかということを確認しており、例えば、目の見えない方にとって、エレベーターのボタンに点字がきちんとついているか、パトライトなどの光、聴覚障害者の方に配慮した情報発信ができていないかという細かい仕様までは確認はしていません。一方で、文部科学省は、エレベーターの設置、バリアフリー化を進める上で、令和2年12月に、「学校施設バリアフリー化推進指針」をまとめており、この中では、利用しやすいエレベーターとして、聴覚障害者の利用に配慮して緊急時の音等の音声情報を視覚情報等でも表示することが有効であるといったように、それぞれの障害に応じた配慮、有効な方策について示しているところです。指針を踏

まえながら、学校設置者の方々に取り組んで頂きたいと考えております。

- 菅原委員からご指摘あった、自治体が動かない理由の掘り下げや、取組のプロセスが見えるものを作ることでより進めていこうということについては、重要だと考えております。今回、調査をまとめる過程で、自治体の方から課題として感じていることを伺うこともありました。先ほど紹介した以外にも、例えば、今後統廃合等を迎えていて、その状況で今設置していかどうか迷っているというお声であったりとか、そもそも大規模改修であったり、空調の設置だったり、他のテーマもある中で、どういったものをどういう順番で進めていくかを考えている最中だというような声も頂きました。私たちとしては、そういう声も受けながら、進んでいないところに対しては、個別に働きかけることも含めて一緒に取り組んでいきたいと思っています。

(3)建築物のバリアフリー化に向けた取組の方向性について

以下の資料について、事務局より説明

- **資料4建築物のバリアフリー化に向けた取組の方向性（全体像）**

■ 意見交換

【東洋大学 高橋座長】

- 資料4につきまして、皆様方からの御意見を伺えればと思います。

【DPI日本会議 佐藤(聡)委員】

- 法令基準の見直しについて、本当にありがとうございます。この検討会でも何度か提案してきましたが、真摯に住宅局が受け止めてくださって、今回見直しが示されたことは、とてもうれしく思っております。是非とも現代の時代状況に合わせて、さらに未来も見据えた数値基準にバージョンアップして頂きたいと思います。
- さらに、今回は含まれておりませんが、小規模店舗のバリアフリー化が進んでいないということが資料3-4でも明らかになりましたので、是非とも小規模店舗の最低限のバリアフリー基準の義務化ということも検討して頂きたいと思います。

【建築研究所 布田委員】

- 資料4の3ページ、バリアフリー基準の見直しについて、検討WGの中で具体化していくのだと思います。左下の主な基準の中に車椅子使用者用便房があります。従来であれば多機能トイレは、乳幼児連れの方の利用というも多くありますので、授乳室などの整備の視点も含めて、検討頂きたいと思います。
- また、車椅子使用者用便房について、誘導基準の中に各階1以上設置とあり、それは今までの建築物全体の中で1以上設置より、よい御提案になっていると思います。一方で、用途によって考え方は変わるとは思うのですが、施設を集中させたほうが待ち時間が少ないみたいなことも起こり得ると思います。各階に1つということだけではなくて、1フロア飛ばしてもいいので、1つのフロアに2つを選択できるようにすることも可能性として排除しない検討をして頂けるとよいと思います。その場合、車椅子の方々は、上下階への移動も必要になるので、エレベーターの位置との関係など、便房のことだけではなくて、レイアウトも含めて、広めに検討WGで御検討頂けるとよいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 布田委員からは、トイレの整備について、授乳室等の整備も考えること、バリアフリー関連設備の配

置の問題の御指摘がありました。恐らく、用途ですとか規模によっても一律にはいかないという部分がありますので、その辺りをどうするか。基本的な基準となりますと、本当に最低基準としてセットするというようになってくるかと思えます。その基本的な事項をどこまで機能を付加するか、あるいは付加できないかということの検討が次年度以降されると認識しております。

【全日本ろうあ連盟 藤平委員】

- 取組の方向性の書き方に少し違和感を覚えました。皆さんからの御意見の中で、ハードだけではなくソフト面についても非常に大事であるというお話がございました。私たち聴覚障害者にとって、情報アクセシビリティというところが非常に大事な部分です。昨年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されておりますので、新しい方向性の中に何かうまくそれらも取り入れていただくという考え方があるのかどうか、伺いたと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 資料4で提案を頂いているこれからの方向性については、どちらかというハード、そして車椅子使用者といったような側面が出てきていますが、車椅子使用者以外の部分、特に情報のアクセスの問題、法律が他の省庁から出ていますが、そういったことも含めて総合的に捉えていく必要があるのではないかと御指摘かと思えます。
- 今幾つか御質問あるいは御提案と頂いた内容については、今後検討する形になるかと思えますが、現時点で事務局からいかがでしょうか。

【事務局(国土交通省)】

- たくさんの御意見をありがとうございます。資料3について、冒頭、木野内委員より、このデータをエビデンスとして示して、これをどう理解するかというところが大事なのではないかと御話を頂きました。今回、データを示すことで様々、具体的な御意見を頂けたと思えますし、この頂いた御意見を、一つ一つ丁寧に考えていくことが大切と思えます。
- 最後のところで、建築設計標準の今後の方向性ですとか、あるいはバリアフリー法令の基準についても説明させて頂きました。小規模店舗についてテナントのご指摘なども頂きました。バリアフリー法では、義務化対象規模の引下げということになってくると思えますが、実態調査でお示ししているように、少しずつバリアフリー化が進んでいるという状況は見られますが、まだまだ課題がある、実態が見えていない部分もございます。我々としては、建築設計標準の周知ですとか、あるいは改修に対しての財政的な支援なども設けております。さらに、その地域の実情に応じて、条例でかなり丁寧に取り組んでいる自治体などもございますし、それを広げていくことで、全国的な水準を引き上げていきたいと考えています。その状況を的確につかみながら、中長期的にきちんと考えていくということかと思っております。
- また、ソフト面のお話もたくさん頂きました。ハードだけでバリアフリーが完結するかという、そうではないのだろうという風に認識しております。我々、ハードを担当している部門ですので、関係省庁とも連携しながらどのようなことができるのかを考えたいと思えます。特に当事者の方からご指摘頂いた中でも、ソフトで対応できること、ハードで対応できること、いろいろなものがあると思えます。実際にどのようにするのがよいのかを考えながら、建築設計標準にどのように書いていけるのか、しっかり考えていきたいと思えます。
- ソフトの対応とも絡んできますが、意見聴取をしながら建物を造り上げていくというプロセスがとて

も大事だと思っています。義務基準だけでやっていくことは難しく、多様な方が参画し、建物を造り上げていく、そういうプロセスをきちんと踏んでいけるようなものを整理できればと思っています。たくさんの御意見を頂いたところですが、今後の取組につなげていけるように整理して、また議論させて頂ければと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 毎回の議論で出てくる部分が非常に多いですが、このバリアフリー法そのものが、各省庁にまたがりながら共同で提案されているという側面もありますし、藤平委員から御提案がありましたようなコミュニケーションの問題、情報の問題というのは、まさに今、いろいろな方面で、聴覚障害者の問題だけではなく、様々な障害の方々の中での非常に重要な側面になっていると思います。さらに、法の趣旨に基づいた連携、政府の中の連携が非常に重要と思いますので、その辺りも含めて議論が深められればと思います。

5. その他

以下の資料について、事務局より説明

- **資料5 追加意見の提出様式、残念事例収集の様式**

6. 閉会

➤ **国土交通省住宅局 参事官（建築企画担当）付 藤原 企画専門官 ご挨拶**

本日はたくさんの御意見を頂きましてありがとうございました。取組の方向性としては、先ほど御説明したとおりでございますが、大事なことは、皆さんがより住みよい社会をつくっていくということだと思います。国土交通省としては、取組をやめない、ずっと取り組み続けるということがとても大事だと思います。引き続き皆さんの御協力を賜りながら進めて参りたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。本日は本当にどうもありがとうございました。

以上